

令和8年7月22日

オープンカウンター参加者 殿

独立行政法人海技教育機構
海技大学校長 石倉 歩

見積依頼書

下記事項について見積書を提出願います。

記

1. 件 名 海技大学校 除草・剪定作業
2. 履行期間 契約日より9月30日(水)まで
3. 履行場所 兵庫県芦屋市西蔵町 12-24 海技大学校
兵庫県芦屋市西蔵町 13-21 海技大学校水先教育訓練棟
4. 見積書提出場所
独立行政法人海技教育機構海技大学校管理部経理課
〒659-0026
兵庫県芦屋市西蔵町 12-24
メールアドレス keiri-kaidai★jmets.ac.jp
※スパム対策のため、上記「★」記号を「@」に置き換えてください。
5. 見積書提出期限
令和8年7月30日17時00分
6. 見積合わせ日時
令和8年7月31日10時00分
7. その他
 - (1) 郵便又は電子メール及び許可された民間事業者による信書の送達による見積書の提出も認める。
 - (2) 課税事業者にあつては、見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。
 - (3) 本件は、発注者の都合により、予告なく中止にすることがある。
 - (4) 本件参加にあたっては、「独立行政法人海技教育機構オープンカウンター方式実施要

領」及び仕様書等を熟読すること。

- (5) 本件の仕様に関する質問は、独立行政法人海技教育機構海技大学校管理部経理課にて受け付ける。

以上

仕様書

1. 業務名称 海技大学校 除草・剪定作業
2. 業務場所 〒659-0026 兵庫県芦屋市西蔵町 12-24 海技大学校
兵庫県芦屋市西蔵町 13-21 海技大学校水先教育訓練棟
3. 業務範囲 別紙のとおり
4. 業務期間 契約日より 9 月 30 日(水)まで
5. 業務時間等 業務時間は平日及び土日祝の 9 時 00 分～18 時 00 分までとする。
業務日時は経理課職員と打ち合わせの上決定することとする。
別紙の**赤枠**範囲は平日の作業を必須（土日祝不可）とする。
6. 業務内容
 - (1) 別紙に指定する範囲について、除草・剪定を行う。
 - (2) 除草方法は、人力や肩掛式草刈機等による草刈とし、場所により適切に行うこと。
 - (3) 雑草・植物類は草丈 5cm 以内に刈り取り、生垣は、高さや上下左右を均一に刈り込み剪定すること。
 - (4) 業務範囲内や業務の実施に伴い発生した枝葉、雑草等の廃棄物は、受託者において関係法令等に従い適切に処分すること。
 - (5) 学生寮北側及び別紙の**赤枠**範囲の作業を行う際には、隣接する住宅の入居者に対し、作業実施日の 1 週間前までに作業日時・作業内容・受注者名を記載した文書を配付すること。なお、配付する文書は事前に経理課職員の確認を得ること。
 - (6) 別紙の**赤枠**範囲の作業を行う際には、枝葉、雑草、小石等が飛散しないようフェンスをブルーシート等にて養生し作業すること。作業後、周辺の清掃を行うこと。
7. 業務にあたっての留意事項
 - (1) この仕様書は、業務の概要を示したものであるから業務の実施にあたっては、業務場所等を入念に調査し、経理課職員から説明を受け、遺漏の無いようにすること。
 - (2) 業務にあたっては、第三者に迷惑のかからないように注意して行い、隣接

する住宅の入居者から要望等があった場合には、速やかに経理課職員へ報告し、その指示に従うこと。

- (3) 受注者は業務遂行に当たり、事故のないように安全の確保に十分留意すること。作業中、事故等が生じた場合は速やかに経理課職員に連絡すること。また、事故等により第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- (4) 業務遂行に必要な用具・重機及び資材等は受注者の負担とする。但し、学校の電力、水道に関しては使用可とする。
- (5) 受注者は、業務完了後は速やかに経理課職員により検査を受けること、また業務中においても経理課職員から要求があったときは検査を受けること。

8. 提出書類

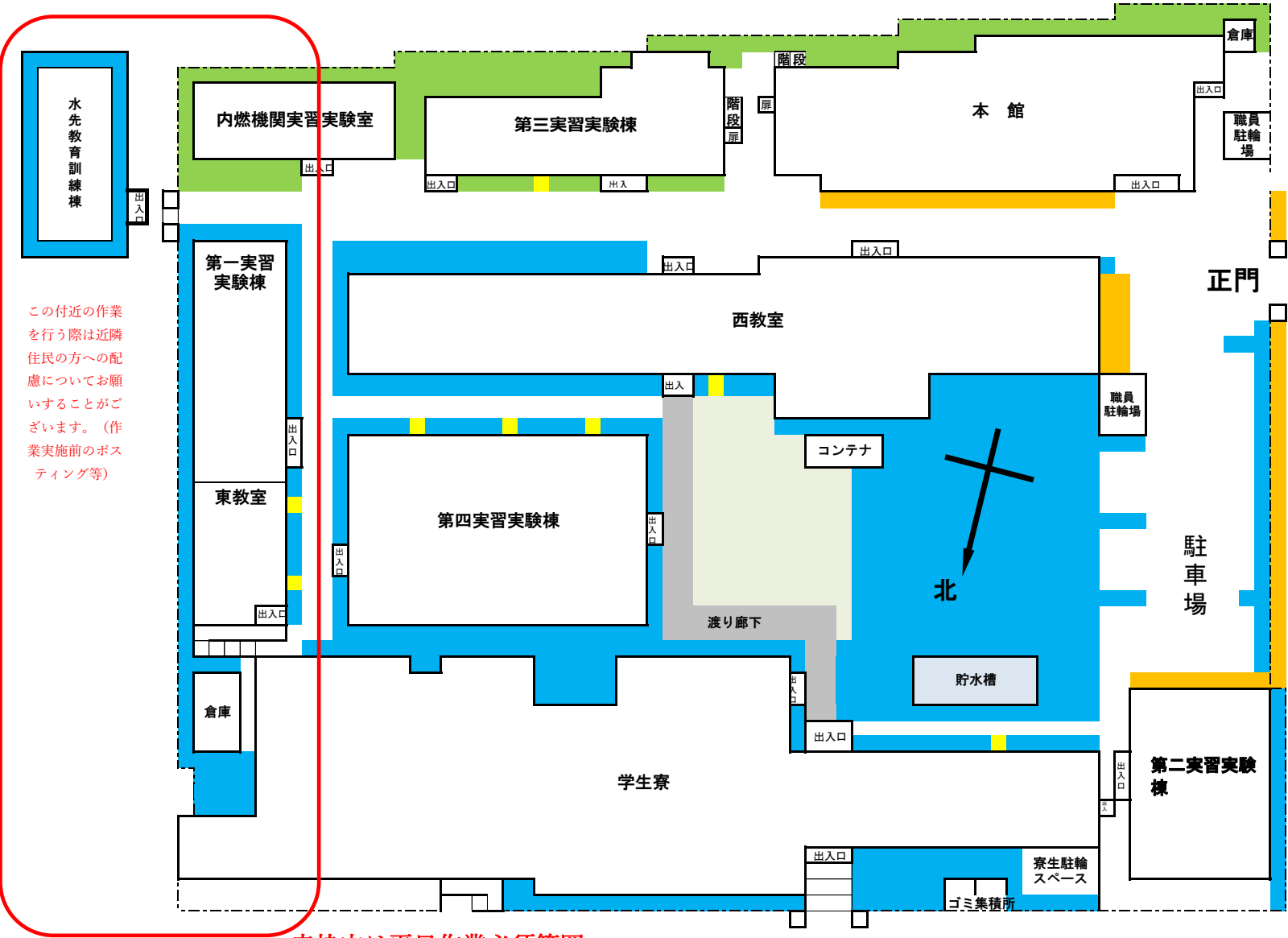
業務完了後は速やかに以下の書類を経理課へ提出すること。

- (1) 業務完了届 1部
- (2) 作業前、作業後の業務写真 1式
(作業ごとにその内容が確認できる全体写真及び部分写真を、作業前・後について同一の場所から撮影したもの)
- (3) 請求書 1部

9. その他

- (1) 見積書作成にあたっては現地調査等により十分現場を確認すること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか関連する関係諸法令を遵守して行うものとする。
- (3) この仕様書に明示されていない事項でも業務上当然必要な附帯業務は受注金額の範囲内で実施すること。
- (4) この仕様書に疑義を生じた場合は、経理課職員の指示に従うこと。
- (5) この仕様書に違背または業務従事者に不誠実の行為があった場合は、いつでも無条件で解約の要求に応じること。

別紙 1



赤枠内は平日作業必須範囲

作業内容

	作業範囲	作業面積 (概算)	作業内容
1	A	335㎡	除草、建物南側フェンスのつる除去
2	B	180㎡	生垣の剪定
3	C	2072㎡	除草
4	D	8株程度	紫陽花等の剪定

記載の作業面積は概算となります。見積もりおよび施工の際は、現況の敷地境界および作業対象範囲を優先してください。